

一般・産業 廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型] (平成 29年 6月度)

対象期間：平成 29年 6月 1日 ～ 平成 29年 6月 30日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 八 イ、規十二条の七の五 七 イ]

種類	数量
燃えがら	622 t / 月
汚泥	2,210 t / 月
廃プラスチック類	6,728 t / 月
紙くず	t / 月
木くず	t / 月
繊維くず	t / 月
動植物性残渣	t / 月
ゴムくず	t / 月
金属くず	1 t / 月
ガラスくず及び陶磁器くず	147 t / 月
鉱さい	2 t / 月
がれき類	571 t / 月
ばいじん	366 t / 月
令第13号	t / 月
廃石綿等	143 t / 月
不燃ごみ	174 t / 月

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八 ニ及びホ、規十二条の七の五 七 ニ及びハ]

採取場所	地下水		放流水
	監視井戸(上流)	監視井戸(下流)	放流口
採取日	平成 29年 6月 7日	平成 29年 6月 7日	平成 29年 6月 7日
分析結果が得られた日	平成 29年 6月 26日	平成 29年 6月 26日	平成 29年 6月 26日
電気伝導率 <sup>※2</sup>			
塩化物イオン <sup>※2</sup>	35.0mg/L	11.0mg/L	
水素イオン濃度			7.6
生物化学的酸素要求量 <sup>※3</sup>			1.0mg/L未満
化学的酸素要求量 <sup>※3</sup>			1.8mg/L
浮遊物質			0.5mg/L未満
窒素含有量 <sup>※4</sup>			5.6mg/L
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 <sup>※1</sup>			

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二 八 リ、規十二条の七の五 七 リ]

測定年月日	平成 29年 3月 31日
測定結果	549,928 m3

施設の点検[規十二条の七の二 八 ロ、ハ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、ハ、ト及びチ]

点検日	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	平成 29年 6月 23日	平成 年 月 日			
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 <sup>※1</sup>	平成 年 月 日				
					防凍の措置に関して 浸出水の温度が高いのと、送水管にサイホン防止弁を取り付けているので残液についても凍らない

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二 八 ニ及びハ、規十二条の七の五 七 ニ及びハ]

採取日	地下水		放流水
	監視井戸(上流)	監視井戸(下流)	放流口
採取日	平成 29年 3月 3日	平成 29年 3月 3日	平成 29年 2月 1日
採取場所	監視井戸(上流)	監視井戸(下流)	放流口
分析結果が得られた日	平成 29年 3月 29日	平成 29年 3月 29日	平成 29年 3月 1日
分析項目	別紙(水質検査結果)	別紙(水質検査結果)	別紙(水質検査結果)
分析結果	別紙(水質検査結果)	別紙(水質検査結果)	別紙(水質検査結果)
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 <sup>※1</sup>			

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。

※2、3 いずれかを記載すること。

※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

## 水質検査結果[管理型]

地下水						
	単位	基準値	監視井戸（上流）		監視井戸（下流）	
1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと		0.0005	未満
2	総水銀	mg/L	0.0005	以下	0.0005	未満
3	カドミウム	mg/L	0.01	以下	0.001	未満
4	鉛	mg/L	0.01	以下	0.005	未満
5	六価クロム	mg/L	0.05	以下	0.02	未満
6	砒素	mg/L	0.01	以下	0.005	未満
7	全シアン	mg/L	検出されないこと		0.1	未満
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと		0.0005	未満
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.03	以下	0.001	未満
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	以下	0.001	未満
11	ジクロロメタン	mg/L	0.02	以下	0.002	未満
12	四塩化炭素	mg/L	0.002	以下	0.0002	未満
13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	以下	0.0004	未満
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02	以下	0.01	未満
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	以下	0.004	未満
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	以下	0.1	未満
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	以下	0.0006	未満
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	以下	0.0002	未満
19	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	以下	0.02	未満
20	チラウム	mg/L	0.006	以下	0.0006	未満
21	シマジン	mg/L	0.003	以下	0.0003	未満
22	チオベンカルブ	mg/L	0.02	以下	0.002	未満
23	ベンゼン	mg/L	0.01	以下	0.001	未満
24	セレン	mg/L	0.01	以下	0.005	未満
25	塩化ビニールモノマー	mg/L	0.002	以下	0.0002	未満
26	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 pg-TEQ	以下	0.074	0.021

放流水					
	単位	基準値	処理水（放流水）		
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと		0.0005 未満
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	以下	0.0005 未満
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	以下	0.01 未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	以下	0.01 未満
5	有機燐化合物	mg/L	1	以下	0.1 未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5	以下	0.02 未満
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1	以下	0.01 未満
8	シアン化合物	mg/L	1	以下	0.1 未満
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	以下	0.0005 未満
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.3	以下	0.01 未満
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	以下	0.01 未満
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2	以下	0.02 未満
13	四塩化炭素	mg/L	0.02	以下	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	以下	0.004 未満
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	以下	0.1 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	以下	0.04 未満
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	以下	0.3 未満
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	以下	0.006 未満
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	以下	0.002 未満
20	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	以下	0.05 未満
21	チウラム	mg/L	0.06	以下	0.006 未満
22	シマジン	mg/L	0.03	以下	0.003 未満
23	チオベンカルブ	mg/L	0.2	以下	0.02 未満
24	ベンゼン	mg/L	0.1	以下	0.01 未満
25	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	以下	0.01 未満
26	塩化ビニールモノマー	mg/L	0.002	以下	0.002 未満
27	ほう素及びその化合物	mg/L	10	以下	0.1 未満
28	ふっ素及びその化合物	mg/L	8	以下	0.08 未満
29	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 以下		0.79
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/L	5	以下	0.5 未満
31	〃（動植物油脂類）	mg/L	30	以下	0.5 未満
32	フェノール類含有量	mg/L	5	以下	0.5 未満
33	銅含有量	mg/L	3	以下	0.02 未満
34	亜鉛含有量	mg/L	2	以下	0.01 未満
35	溶解性鉄含有量	mg/L	10	以下	0.2 未満
36	溶解性マンガン含有量	mg/L	10	以下	0.2 未満
37	クロム含有量	mg/L	2	以下	0.02 未満
38	大腸菌群数	個/cm3	日間3000 個以下		0
39	燐含有量	mg/L	16(日間8)mg以下		0.06 未満
40	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10pg-TEQ	以下	0.00051

※ダイオキシン類については地下水及び放流水の採取日が異なるので下記に記載する。

- ・監視井戸（上流） —（採取日：平成28年9月6日）（分析結果が得られた日：平成28年10月5日）
- ・監視井戸（下流） —（採取日：平成28年9月6日）（分析結果が得られた日：平成28年10月5日）
- ・放流水 —（採取日：平成28年9月6日）（分析結果が得られた日：平成28年10月5日）